

各区自治協議会から出された(仮称)新潟市自治基本条例案に対する意見等

北区自治協議会 (H19.5.17)

No.	意見等	返答
1	○新潟市は政令市の中で情報公開の度合いはどのようなものか。この条例により日本一になれるのか。 ○市民を住民に限らず広く規定しているが、北区と新発田市とは密接な繋がりが有る。最高規範であるこの条例の規定で、新発田市の住民が新潟市のサービスが受けられると考えて	<ul style="list-style-type: none"> この条例は基本条例である。情報公開については情報公開条例があり、同条例は原則公開を規定し、これに委ねている。また、市長も情報公開日本一を目指している。 個別の事業・サービスに係る法や条例、要綱等に定めている。個々に事情は変わるが、(法と条例の関係などから)、個別の取り決めに従うことになる。
2	○前文に「信濃、阿賀野の流れが日本海にそそぎ」とあるが、阿賀北地域など阿賀野川流域を表す文を加えられないか。	<ul style="list-style-type: none"> 前文では、市の歴史や歩みを概観し、かつてないまち、分権型の政令指定都市をつくるため、自治基本条例を制定することを規定している。阿賀北地域など阿賀野川流域を表す文を加えられないかのご意見だが、前文では市全体の目指すまちについて記載しており、新潟市としての代表的な2つの大河をお示したものの。個々の地域について記載することは、市全体のバランスを欠くことになるので、原案どおりの表現にしたいと考えている。

東区自治協議会 (H19.5.16)

No.	意見等	返答
1	○第4章第2節の「地域協働の推進」に「参画」を追加すべき。また、第29条のように区自治協議会は規定されているが、コミュニティ協議会についての規定がない。しっかり規定してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 第2節では、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、地域住民や地域住民や地域コミュニティ、区自治協議会、行政が協働して地域課題を解決する「地域協働の推進」について定めている。地域協働の推進に参画を追加すべきのご意見だが、参画は、第2条で「計画などの企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動すること」と定めており、第6条の「市民の権利と責務」に記載されているので、ここでは、原案どおり「地域協働の推進」の表現にしたいと考えている。コミュニティ協議会は、第27条及び第28条で規定する「地域コミュニティ」として位置づけている。ご理解いただきたい。

中央区自治協議会 (H19.5.18)

No.	意見等	返答
1	○市民・団体がどれだけ理解できているが疑問。周知に努めて欲しい。 ○条例案を次のとおり改めて欲しい。 ・「自治の基本原則」を「まちづくりの基本原則」として欲しい。 ・第5条の各号の頭に「市民及び市は」として欲しい。 ・人種、国籍、性別、信条などで差別されない旨規定してほしい。 ・附則の見直しを1年ごととして欲しい。 ・情報の「公開」を「提供」として欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 検討の段階で市民から意見をいただいたり、フォーラムを開催したり、周知に努めてきたことはご承知のとおり。市民への周知はご指摘のとおり最も重要であると認識しており、今後大々的に行う予定。 後段については、ご意見として承る。
2	○「行政」と「市政」の違いは何か。「区における行政運営」は「区政運営」の方が良いのでは。	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、市役所が行うものを「行政」とし、市役所・議会と市民が協働して行うものを含めて「市政」と考えている。 <p>※その後、文書にて補足説明 はじめに、「行政」とは何かですが、公法学上、国家の権能※1は司法、立法及び行政に大別され、「行政」は、このうち立法及び司法を除いたものと考えられています。普通地方公共団体である市では、司法は国に属する事務であるのでこれを除き、議事機関(議会)と執行機関(地方公共団体の長と委員会及び委員※2)となります。従って、本条例案における「市政」とは、議事機関と執行機関がその権能に基づき行う活動意味し、「行政」とは、「市政」のうち、執行機関がその権能に基づき行う活動と定義することが妥当と考えます。ご指摘のとおり、本条例案において、用語の使い分けが不明瞭な部分について、再度、整理いたします。</p> <p>【参考】 ※1 権能 ある事柄について能力を行使する権利。特に、法律上認められた公的機関のもの。(出典 大辞林) ※2 委員会及び委員 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員のこと。(地方自治法第180条の5)</p> <p>また、区議会を置く必要がないことや、「行政」を上記の考え方に当てはめると、新たに「区政」を定義し、用語を増やすよりも「区における行政」とした方が市民にとって分かり易くなるのではと考えています。</p>
3	○「経費節減等」とは経費節減以外に何があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 検討市民委員会での議論を調べてからご回答差し上げる。 <p>※その後、文書にて補足説明 「等」が2箇所あることについては、どちらか省略しても意図が変わらないことから、適正な表現に修正させていただきます。そこで、「経費削減」以外に何が含まれるのかにつきましては、職員の適正配置や事務事業の見直しなどを意図しています。</p>
4	○第2条第1号と第19条の「市内に住所を有する人」は同じ範囲か。	<ul style="list-style-type: none"> 前者は、自治法第10条第1項の「住民」であり国籍などは関係ない。(一方後者は、同法第11条の「日本国民たる住民」を意図している。)混乱があるようであれば定義づけを行いたい。 <p>※その後、文書にて補足説明 年齢要件を別にしますと、前者は地方自治法第10条第1項で規定する自然人を示しており、国籍は問いません。一方、後者は同法第11条で規定する「日本国民たる」住民や、出入国管理及び難民認定法の別表2で規定する人、そして「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」により永住許可のある人を意図しています。ご指摘のとおり、解釈に誤解を生じる恐れがあることから、定義づけを整理いたしま</p>
5	○国民投票法では18歳以上としている。住民投票も同じか。	<ul style="list-style-type: none"> 国民投票法は公職選挙法など関連する法が整備されるまでの間、従前のおりとして。関連の法が整備されれば、同様に見直したい。

No.	意見等	返答
6	○「共助」、「市勢」、「地域資源」、「市民福祉」が意味する用語について説明して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 「共助」については、市民の課題のうち、自分で解決できることは自分で行う「自助」と、自分ではできないことのうち、行政でしかできないものを行う「公助」の中間に位置するもの。地域などがお互いに助け合うことを意味している。 「市勢」は、「国勢調査」で使用されるように、市の様々な力を意味している。 「地域資源」は地形、気象、産物、人や施設など、地域に存在するあらゆるものを意味している。 「市民福祉」の「福祉」とは、保健・医療・福祉、教育などの分野を示すものでなく、いわゆる「住民の福祉」を意味している。
7	○自治法上の位置づけは。また、定めたルールを守らせる罰則などの担保はどのように考えているか。	<ul style="list-style-type: none"> 憲法で地方自治を規定しており、法律の範囲内で自治体の条例制定権を認めている。自治の基本的な法が地方自治法であることはご承知のとおり。また、自治法が地方自治の基本法であるとして、自治基本条例は、本市における自治の基本法である自治法の理念に基づく条例と位置づけている。 この条例における実効性の担保については、行政にはもちろん厳しく適用されるが、街づくりへ参加をしない市民に対して罰則を設けるなどは無理がある。実行性の担保という点では、前文、第3条で最高規範性を示しており、個々の事業については個別の条例などで実効性の確保に努めたい。
8	○区自治協議会での審議だけでよいのか、議会でも審議されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 議会でも審議される。

江南区自治協議会（H19.5.29）

No.	意見等	返答
1	<p>○条例は最終的には、市議会で可決しなければならないが、それとの関係はどのようになるのか。</p> <p>○住民投票条例は、50分の1以上と記載されているが、本市では概ね何人か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会に上程し、議会で審議していただき、可決されればすぐに施行する予定である。それまでの間に、各自治協議会の皆様に説明し意見をいただき、条例案に修正があれば直して議会に上げていきたい。 有権者数は、65万6,000人で、その50分の1は1万3,000人。それに永住外国人の約1,600人の50分の1を加えた数が必要となる。
2	○第28条の地域コミュニティの役割で、新たな公共サービスと記述されているが、新たな公共サービスとした意図は何かあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> これまで、実施していないという意味での新たな公共サービスと、旧来からの公共サービスを地域協働という形で新たな手法で実施するという両方の意味である。行政側が一方的に実施するのではなく、市民と一緒に新たな形態のサービスと地域分権、地域自治の中から、新たなニーズを含めて、行政と市民とが手を携えてという意
3	○検討委員会で慎重な審議がされ、市も真剣な検討がされていると感じる。内容的に問題はない。平成元年に市民憲章が制定され、公共施設など見やすいところに掲示されている。条例制定後は、21世紀の市民憲章が出来るのか。	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例をもって市民憲章を変えることは想定していない。そういった意見は担当課に伝える。
4	<p>○第28条は、地域コミュニティが決めても、行うかどうかは市が総合的に判断するのか。</p> <p>○第29条では、区自治協議会を要としているが、その役割はただの繋ぎだけで、協議会がある意味があるのか疑問に思う。コミュニティ協議会や区自治協議会に議決権はあるのか。協働という名のもとに、結局は市が主導権を握るのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第28条の2項で、地域コミュニティの自主性・自立性を損なうものであってはならず、支援を行っていくべきことを示している。市と地域コミュニティが十分に話し合い進めていくべきである。 区自治協議会については、新潟市区自治協議会条例の中で役割をうたっており、引用して市と市民を結ぶ要と表現した。担っていただく具体的な事項は、区自治協議会条例に記載されている。新潟市区自治協議会条例の中でも区の自治に関して、区自治協議会で決めること、あるいは、全市でみた場合は意見を述べることなど記述されている。市が全て決めることということではない。 行政が事業を行うときに皆さんからご意見をいただいて、参考にしながら実施することになる。（自治法などで用いる意味の）議決権は、区自治協議会ではなく、議会が持つ

秋葉区自治協議会（H19.5.22）

No.	意見等	返答
1	○この条例案には自主性、自律性、役割や責務などの記述が自立つ。条例としては仕方がないと思うが、運用の際は、市民が気持ちよく意見を言うようにして欲しい。また、区自治協議会から出された意見は十分汲み取って欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 憲法や地方自治法の趣旨である地方自治の本旨に基づき規定している。市民自治を推進する条例であることから、ご指摘のとおり考えている。
2	<p>○検討市民委員会の意見は事務局でどのように扱われたのか。</p> <p>○他都市は検討期間が長く、本市は短いのでは。</p> <p>○条例の見直しは5年といわず、必要な場合は、随時見直して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検討市民委員会では、様々な意見が出され、議論いただいた。まとまらない場合は事務局案も含め、再度議論いただき、その結果を条例素案として答申いただいた。こうした経緯はHPでもご確認いただける。この条例案は、そうした答申に基づき条文化した 検討期間については、大合併を経験し分権型政令市を目指す本市にとって、その基本的考えを定める必要があったため、政令指定都市への移行時を目指して作業を進めた。しかしながら、移行後に設立される区自治協議会のご意見や、パブリックコメントなどで広く意見を伺うことや、市議会の選挙の年に当たり、内容を十分に議会へお伝えした上での審議が必要であった。こうした理由から、政令市へ移行した今年度中に ご指摘の意見も検討市民委員会で議論された。拙速と思われるかもしれないが、予定の回数を超えても議論を続けた。見直し規定は「5年以内」としており、5年を待たないと見直しできない趣旨ではないことをご理解いただきたい。
3	○答申の用語の定義にあった「市」が条例案で削除された理由は何か。このため、「市」とは何を意味しているのか不明瞭になった。	<ul style="list-style-type: none"> 答申では、「市」を「議会及び市長等」としていた。これは、自治法で示していることである。しかしながら、これ以降にある「市」は、それぞれの条文で意味が少し変化する。他都市においてもこうした理由からあえて定義していないことから、同様に削除した。ご指摘のとおり、不明瞭とならないよう検討したい。
4	○この条例により、区における市民自治や区自治協議会がどのように変わり、何が担保されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> この条例において、区自治協議会を「地域課題に取り組む地域住民と市の協働の要」と規定している。これは「市自治協議会条例」と同じ趣旨を規定している。
5	○ここで出された意見は、なるべく汲んでいただくよう要望する。	<ul style="list-style-type: none"> まさに参画と協働による市民自治を推進するための条例を定めるものである。このため、広く市民の皆さんの意見を拝聴したい。

南区自治協議会 (H19.5.30)

No.	意見等	返答
1	○区自治協議会の役割とは何か。企画立案の段階から一般市民が参加するとはどのようなことか。	<ul style="list-style-type: none"> この条例では、区自治協議会を協働の要としている。詳しくは、新潟市区自治協議会条例の第7条に規定してある。 条例や重要な計画を策定する過程では、有識者などで構成される審議会等から意見をいただき市政に反映している。この条例では、一般の市民からは、そこに公募委員として参加いただくことや、パブリックコメントにより意見をお寄せいただくなどにより、市政に参加する仕組みを担保している。
2	<p>○第3条では、市民を住民に限らず働く人など広く定義しており、好ましくない活動をする団体等の影響も考えられる。第7条の事業者では、「公益的な活動を行う団体」とあるので、これと整合性を図り、議会でも十分審議して欲しい。</p> <p>○第2章の各主体の責務では、市民は「権利と責務」と表現し、議会や市長は「役割及び責務」とある。整合性を図るべきでは。</p> <p>○第19条の住民投票の請求は、永住外国人も含んでいる。自治法などの参政権の規定に抵触するのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治法で規定する住民は、国籍や自然人と法人とに関係なく住民としているが、検討市民委員会では、本市へ通勤・通学する人などからも参加していただくことも必要との意見であった。条例ですので、議会で審議していただくことになる。 各主体の責務での表現は、市民自治を実現するため、まちづくりの主体は市民であり、市民は市政に関する情報を知る権利並びに参画する権利があることを規定している。 市長と市議会は、共に市民の直接選挙で選ばれた代表機関であり、自治を担う上でご指摘のとおり、自治法では、直接請求を行うことができ、これを参政権のある人に限定している。第19条は、直接請求ではなく住民投票を行うための請求であり、実際に住民投票を行える人は案件ごとに条例で定めることを第18条で規定している。

西区自治協議会 (H19.5.28)

意見等はなし

西蒲区自治協議会 (H19.5.14)

No.	意見等	返答
1	○第27条第2項に『地域住民は地域コミュニティ(省略)が、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めます。』とある。住民にはこのことを良く理解してもらう必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> おっしゃるとおり。自治は住民の地域活動が基本であり、この条例はそうした自助、共助、公助や参画と協働が不可欠であるとしている。十分に周知に努めたい。
2	○条例に記載されたことに違反した場合などの規定が盛り込まれてない。	<ul style="list-style-type: none"> 違反した場合の内容は、本条例ではなく、例えば、行政手続条例や個人情報保護条例などの条例に個別に委ねている。